

定 款

株式会社 トーエル

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社トーエルと称し、英文では、T o e l l C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 液化石油ガスの製造卸売及び小売販売並びに同燃料器具装置の販売及び賃貸
- (2) 液化石油ガスの容器及び器具の輸出入、販売及び賃貸
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める保安、点検及び調査業務
- (4) 液化石油ガス販売受託及び委託業務
- (5) 石油製品の販売並びに同燃料器具装置の販売及び賃貸
- (6) 各種高圧ガスの販売及び同供給設備及び容器、器具の販売並びに賃貸
- (7) 産業用電気機械器具及び家庭用電気機械器具の輸出入、販売並びに賃貸
- (8) 建設工事及び設備工事の請負業及び設計監理業
- (9) 各種検針業務
- (10) 不動産売買、賃貸借、仲介及び管理業
- (11) 宅地の造成、住宅の建設及び販売
- (12) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
- (13) 電子機器、通信機器、水質汚濁防止機器、大気汚染防止機器、騒音防止機器、火災防止機器、盗難防止機器及びその部品の輸出入、販売並びに賃貸
- (14) 自動車及びその部品の輸出入、販売並びに賃貸
- (15) 日用品雑貨、運動用器具及び衣料品、寝具の輸出入、販売並びに賃貸
- (16) 農産物・農産食料品、畜産物・畜産食料品及び水産物・水産食料品の生産・加工・製造・販売
- (17) 清涼飲料水、飲料水、水素水及び関連商品の輸出入及び製造・販売
- (18) 各種医薬品及び医薬部外品の輸出入及び販売
- (19) 医療用具、健康機器の輸出入、販売並びに賃貸
- (20) 服飾用品の輸出入、販売並びに賃貸並びに化粧品品の輸出入及び販売
- (21) ファクタリングの業務
- (22) 総合リース業
- (23) 古物の売買業
- (24) コンピューター及びその関連機器による情報処理事業並びに情報サービス提供
- (25) 食品及び日用品のネット販売

- (26) コールセンター業務の受託
- (27) 電力小売事業
- (28) インターネット接続サービス等通信に関する事業
- (29) 天然ガスの販売
- (30) 一般貨物自動車運送事業
- (31) 倉庫業
- (32) 認可保育所の経営
- (33) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市港北区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第5条 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60 百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

- 2. 前項の請求があった場合において当社が単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときにこれを招集する。

(基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集地)

第15条 当社の株主総会は、神奈川県又は東京都において招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第23条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。また必要に応じて、取締役名誉会長1名、取締役会長1名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会決議の省略)

- 第28条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任及び任期)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 執行役員

(執行役員の選任及び員数)

第40条 当社は、執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は取締役会の決議をもって選任する。
3. 執行役員に関する事項は執行役員規程による。
4. 執行役員の員数は10名以上とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。

(配当金等の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息をつけない。

平成12年	3月 9日	一部改定
平成12年	9月19日	一部改定
平成14年	1月23日	一部改定
平成14年	7月29日	一部改定
平成15年	7月28日	一部改定
平成16年	7月30日	一部改定
平成17年	7月28日	一部改定
平成17年12月20日		一部改定
平成18年	7月28日	一部改定
平成19年	7月27日	一部改定
平成20年	7月30日	一部改定
平成21年	7月30日	一部改定
平成22年	7月29日	一部改定
平成23年	7月28日	一部改定
平成24年	3月12日	一部改定
平成24年	5月 1日	一部改定
平成27年	5月 1日	一部改定
平成28年	7月28日	一部改定
平成30年	7月27日	一部改定
2019年	7月30日	一部改定
2022年	7月28日	一部改定